

○文部科学省告示第五十二号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年六月二十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

附則

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十条第一項に規定する国際連携専攻の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第四項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省令第二百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4 〔略〕

附則

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

〔項を加える。〕

3 改正後の第一条第一項第四号の規定は、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用し

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>ない。</p>
---	------------

附 則

この告示は、公布の日から施行する。